

明石市立中学校部活動の方針

令和元年 9 月
明石市教育委員会

1 趣 旨

市教育委員会は、適正な部活動の運営に向けて、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月：スポーツ庁）、「いきいき運動部活動（4 訂版）」（平成 30 年 9 月：兵庫県教育委員会）、「中学校における運動部活動指導の手引き（5 訂版）」（平成 31 年 4 月：明石市教育委員会）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月：文化庁）、「文化部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 3 月：兵庫県教育委員会）に則り、本市の部活動方針を以下のように策定します。

2 休養日について

- ・週当たり 2 日以上休養日を設ける。長期休業中も学期中に準じる。
- ・平日は、原則として毎週水曜日を「ノー部活デー」として市全体で統一する。
- ・週休日等は、原則として第 2・4 日曜日を「ノー部活デー」として市全体で統一する。第 1・3・5 週の週休日等は、土曜日または日曜日を学校またはクラブ単位で「ノー部活デー」に設定する。

3 活動時間について

- ・1 日の活動時間は、平日 2 時間程度、土日等の休業日は 3 時間程度とする。
- ・週当たりの活動時間は、16 時間を超えないこととする。
- ・長期休業中を利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保する。
- ・夏季休業中：8 月 11 日～15 日 ・冬季休業中：12 月 29 日～1 月 3 日 ・テスト期間中

4 朝練習について

- ・朝練習については、原則行わないこととする。ただし、当面は学校行事・安全面等で放課後に活動時間や活動場所が確保できない場合や大会前に限り、顧問会議でルールを定め、30 分程度は認めるが、その場合は、放課後の練習時間を 1 時間 30 分程度以内とすること、なお、朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可、保護者の同意を得ておくこととする。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- ・学校単位で参加する大会やコンクール、合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮して実施する。

6 適切な活動方針及び計画の策定について

- ・校長は毎年度、部活動の方針を策定し、ホームページ等への掲載により公表する。
- ・顧問は、活動方針、月間練習日程・計画表を作成し、校長に提出する。
- ・校長は、顧問会議を校務分掌に位置づける。また、顧問会議を年間計画表に位置づけ、定期的開催する。

7 指導の充実について

- ・体罰、暴言・暴力、セクハラを根絶する。
- ・個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てるという部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を図る。
- ・生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防・熱中症対策やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）を徹底する。
- ・活動場所における施設・設備の点検や環境整備、練習用具の安全点検等を十分に行い、事故を未然に防ぐ。
- ・生徒の体力や技能レベル、部活動の特性を踏まえ、科学的・合理的な内容、指導方法を取り入れ、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。